

京子さんは、当時その説明を受けた記憶はなく、またその前に脱退手当金の支給を受けるか受けないかの意思確認もされなかったそうです。

そこで、社会保険庁に当時の脱退手当金を返却するので、改めて8年分の厚生年金を支給してもらうことは出来ないのか問合せをしてみました、それはできないという返事でした。

この8年間については、もう脱退手当金をもらっているので、年金の金額には反映されないが、年金を貰う際の資格期間に年数には入りますよ、と云われたとのことでした。

* 所謂合算対象期間(=カラ期間)ですね。

京子さん、なんとしても納得できません。
で、どういうことなん？説明して！というお話が有りました

●脱退手当金の歴史

厚生年金の場合、昭和36年4月前までは一定の要件の短期間加入者については、年金制度間で年金を通算できなかったため「脱退手当金」を支給するという制度がありました。

昭和29年、女子については厚生年金被保険者期間2年以上で「脱退手当金」を支給するということになりました。

昭和36年に国民年金制度が出来てからは、厚生年金を脱退しても国民年金に加入することが出来るので、脱退手当金は原則60歳以上5年以上厚生年金に加入していた人のみになったはず！なのですが...

昭和40年、この「脱退手当金」が女性限定で復活。その後経過措置もあり、この制度は昭和53年5月まで経過措置として残っていました。その理由は、当時働く女性は結婚と同時に退職、専業主婦となる場合が殆どで、また女性の再就職はかなり難しいと思われていました。実際には、昭和40年代後半には結婚後働く女性も増え、女性の転職・再就職もかなり多くなっていたのですが。

京子さんにその説明をしたところ、
「う～～ん、会社辞めるとき引き止められて。独立するっていうとトラブルになるかな？と思って結婚するて嘘ついたん思い出したわ。
そんで、好意で脱退手当金の手続きしてくれたんかな？
小さな親切、大きなお世話やったなあ...。
まあ、トラブル思ってほんとのこと云わへんかった私も悪かったんやけど。」
とため息をついておられました。

●以下の方は、要注意です！

昭和29年4月～昭和36年3月まで
昭和40年6月～昭和53年6月前まで
以上の期間に厚生年金のある会社で、2年以上被保険者として働いていた女性。
ご自分の年金記録を確認することをお勧めします。

会社が本人に確認をせずに、脱退手当金の裁定請求をし、本人に渡していたケースがあるようなのです。
殆どのケースが善意なのですが、会社からの退職金とってこの「脱退手当金」を渡していた悪質なケースも現実にあったということです。

私が、会社員として働き始めた時、結婚のため退社する際に、
「どうしようかな、年金もらうのはまだ随分先のことだし、結婚準備にお金もかかるから一時金をもらっておこう。」
とこの制度を利用した同僚が沢山いました。

今回の年金騒動に直接関係はなく、会社と個人の問題なのですが年金記録が「ない」というケースに該当した女性の方の中には、このような制度による場合もあることをご紹介します。今回の題材に選びました。

=====

★トピックス～年金の納付記録確認のご案内～

前にも年金の納付記録確認についてお話したことがありますが、今回再度ご案内しておきますね。

●年金記録の確認の方法は

- 1.お近くの社会保険事務所で確認(窓口は混雑しています)
- 2.年金フリーダイヤル(0120-657830)
(ただしなかなかつながりにくいようです)
- 3.社会保険庁のページに登録
厚生年金、国民年金の被保険者の方は↓にアクセス
IDとパスワードを取得して、ご自身の加入記録をチェック
できます。

<https://www3.idpass-net.sia.go.jp/neko/action/z0401>

ただし、このページにもアクセスが殺到していて、IDとパスワードを得るまでに2、3週間かかっています。

上記の3つの方法が有りますが、第3の方法が時間はかかっても一番手間が要らないようですよ。

- そして、もしあなたの年金記録に不審な点があった場合はお手数ですが社会保険事務所で確認なさってください。その際、その記録の不備を立証できる書類をなるべくお持ちになったほうがいいですね。例えば、給与明細、なければ当時の在籍を証明できる会社の書類であるとか...

年金の制度間を転職、結婚等で移動なさった方、ご自分の納付記録に不安がある方は、この際しっかり確認しておかれることをお勧めします。

~~~~~編集後記~~~~~

近畿地方も6月14日に梅雨入りしたようでうっとおしい季節となります。

皆様、体調管理にはご留意なさってくださいね。

私は、年金問題を政争の道具とすることなく国民にとってよりよい解決を図って欲しいと切に望んでいます、が、收拾がつかなくなりそうな雲行きで、心配しています。

私で判ることでしたら、なんなりとご相談に乗りますので、ご遠慮なくメールくださいね。お待ちしております。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
